

池尻四丁目(8~39番)・三宿二丁目  
地区街づくり計画(素案)の作成に向けたアンケート調査

# 回答用紙

地区街づくり計画(素案)の作成に向けて、「街づくりルール(たたき台)」(別冊参照)についてアンケート調査を実施いたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本紙に記載頂いた内容を調査目的以外に使用することはございません。

## ●ご回答者様のことについてお伺いします。

<b>ご住所</b> <input type="checkbox"/> に✓印をつけて ご記入下さい	<input type="checkbox"/> 三宿二丁目 _____ 番 _____ 号 <input type="checkbox"/> 池尻四丁目 _____ 番 _____ 号 <input type="checkbox"/> 地区外 ( _____ )
<b>お名前</b>	
<b>当地区内の 物件について</b> <input type="checkbox"/> に✓印をつけて下さい	<input type="checkbox"/> 土地のみ所有 <input type="checkbox"/> 建物のみ所有 <input type="checkbox"/> 土地と建物を所有 <input type="checkbox"/> 土地も建物も所有していない

## ● 設問1～設問5について、ご回答ください

**設問1** 世田谷区が当地区内で定期的に配布している「防災街づくり通信」を読まれていますか。以下の①～④のうち1つに丸印をつけてください。

- ① 毎回読んでいる
- ② たまに読んでいる
- ③ 読んでいない
- ④ あることを知らなかった

**設問2** 世田谷区が当地区に限定して定期的に開催している「意見交換会」に参加されていますか。以下の①～④のうち1つに丸印をつけてください。

- ① 毎回参加している
- ② 参加したことがある
- ③ 参加していない
- ④ あることを知らなかった

**設問3** 今後、地区街づくり計画をまとめていく際に、ルールを定める上で大切にしたい項目すべてに、以下①～⑩の選択枝の中から丸印をつけてください。(複数回答可) また、「⑩その他」を選んだ場合は、具体的な内容をご記入ください。

- ① 当地区の実態に即したルールであること
- ② きめ細やかなルールであること
- ③ 長く守られるルールであること
- ④ 地域の繋がりを大切にしたいルールであること
- ⑤ 住民の意見を踏まえたルールであること
- ⑥ 効果の高いルールであること
- ⑦ 拘束力の強いルールであること
- ⑧ 建築時以外でも対象となるルールであること
- ⑨ わかりやすいルールであること
- ⑩ その他 ( \_\_\_\_\_ )

**設問4** 当地区で検討している「街づくりのルール(たたき台)」のルール(以下①～⑬)の中で、特に重要と思う項目すべてに丸印をつけてください。(複数回答可)  
※ルールの詳細は 別冊「街づくりのルール(たたき台)について」をご覧ください。

- ① 狭あい道路の解消
- ② カーブ・交差点の安全対策
- ③ 緑道の保全
- ④ 休憩空間等の整備
- ⑤ 建築物等の用途の制限
- ⑥ 防災上有効な沿道空間の確保
- ⑦ 壁面の位置の制限
- ⑧ かき又はさくの構造の制限
- ⑨ 建築物の構造の制限
- ⑩ 敷地内の緑化
- ⑪ 集合住宅の付帯設備の整備
- ⑫ 水環境への配慮
- ⑬ ユニバーサルデザインの工夫を取り入れた環境整備

お問合せ先・提出先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33

電話：03-5432-2872(直通) FAX：03-5432-3055 (担当：黒岩・高澤・神田・向畑)

裏面もご回答ください

**設問5 街づくりのルール（たたき台）の以下①～⑬の各項目について、個別にご意見があれば、ご記入をお願いします。**

ルール	ご意見等
①「狭あい道路の解消」について	
②「カーブ・交差点の安全対策」について	
③「緑道の保全」について	
④「休憩空間等の整備」について	
⑤「建築物等の用途の制限」について	
⑥「防災上有効な沿道空間の確保」について	
⑦「壁面の位置の制限」について	
⑧「かき又はさくの構造の制限」について	

ルール	ご意見等
⑨「建築物の構造の制限」について	
⑩「敷地内の緑化」について	
⑪「集合住宅の付帯設備の整備」について	
⑫「水環境への配慮」について	
⑬「ユニバーサルデザインの工夫を取り入れた環境整備」について	

**その他ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。**

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。  
12月15日（木）までに返信用封筒に入れて投函してください。